

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成23年度
計画主体	広島県江田島市

## 江田島市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 広島県 江田島市 産業部 農林水産課  
所在地 広島県 江田島市 能美町 中町4859番地9  
電話番号 0823-40-2770  
FAX番号 0823-40-2073  
メールアドレス nousui@city.etajima.hiroshima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ，カラス，アナグマ，カワウ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	江田島市内全域

【注】1 計画期間は，3年程度とする。

2 対象地域は，計画作成する全ての市町名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成21年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	154万円・0.1ha
	豆類	1万円・0.04ha
	いも類	387万円・1.9ha
	野菜（さやえんどう，西瓜，大根）	1,699万円・2.9ha
	果樹（柑橘）	2,059万円・7.5ha
	花卉（菊）	843万円・0.5ha
カラス	いも類	185万円・0.7ha
	野菜（すいか）	32万円・0.1ha
アナグマ	いも類	108万円・0.3ha
	野菜（すいか）	32万円・0.1ha
	果樹（柑橘）	450万円・1.6ha
カワウ	魚類	30万円

【注】主な鳥獣による被害品目，被害金額（千円），被害面積（ha）

（被害面積は水産業に係る被害を除く）等を記入する。

(2) 被害の傾向

江田島市では，耕作放棄地の増加などにより，イノシシ，アナグマ，カラス等が，農作物被害及び人の生活圏域へ侵入拡大している。

しかし，各鳥獣とも，抜本的な取組が確立されていないため，被害防除及び捕獲体制の強化により，被害を最小限にとどめている。しかし，各種法令の改正により，一部の鳥獣については，捕獲方法等に苦慮している。

①イノシシ

（被害時期：通年）

イノシシによる被害については，市内全域で発生しており，畑地での果樹，野菜，花卉等の農林作物や農道法面等の被害のみならず，人家周辺でも多く出現しており市民生活を脅かしている。

②カラス	(被害時期：通年)
カラスによる被害は、放任果樹園の増加により、通年をとおり市内全域で発生している。特に柑橘の収穫時期（9～3月）については被害が増加している。また、人家周辺での被害も多発している。	
③アナグマ	(被害時期：通年)
近年、アナグマによる被害は、果樹及び野菜類の被害が増加している。空家等の軒下に生息し、道路側溝などを移動して生息しており、特に人家周辺での被害が過半を超えている。	
④カワウ	(被害時期：通年)
近年、魚類を中心に被害が拡大している。放流稚魚や、定置網等の食害を受けており、今後被害の拡大が予測される。	

【注】 1 近年の被害傾向（生息状況、被害発生時期、場所、増減傾向）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 25 年度）
イノシシ被害	17,557（千円） 13.16ha	8,778（千円） 6.58ha
カラス被害	128（千円） 0.16ha	64（千円） 0.08ha
アナグマ被害	48（千円） 0.12ha	24（千円） 0.06ha
カワウ被害	300（千円）	150（千円）

【注】 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>広島県猟友会東部支部江田島市地区会及び農業者の協力を得て有害鳥獣捕獲に対し、市が報償金や捕獲わな（箱わな・くくりわな）等の補助金を交付している。</p> <p>また、本市の有害鳥獣捕獲許可者に対して、捕獲機（箱ワナ）を購入及び新規に狩猟免許を取得（更新を含む）した者に対しても補助金を交付している。</p>	<p>本市有害鳥獣捕獲班員の年齢が高齢化している。若年層の狩猟免許取得を推進するが、年々減少する捕獲員の確保が課題である。</p> <p>また、人家周辺で有害鳥獣の目撃情報が多発しており、捕獲方法がないため、追い払いのみの対応となっている。しかし、人身に係る問題であるため、何らかの対策を講じる必要がある。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>本市では、防除用施設（防護柵、防除網、電気柵等）を設置する農業者に対し、資材費の1/2（上限5万円）を補助している。</p>	<p>現在の補助制度は、各圃場単位の設置が主となっている。しかし、中山間地の段々畑であり、高齢化している農家による防護柵の設置が困難な場合がある。このため、営農意欲を失い、耕作放棄地の増加を招き、イノシシの増加につながっている。</p>
----------------------	---	--

- 【注】 1 計画対象地域における直近3年間に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、進入防止柵の設置、管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>(個体数調整) 捕獲について</p> <p>① 本市捕獲班に対し、捕獲わな(10基)を購入し、効果的な捕獲活動を実施する。(国事業を活用)</p> <p>② 狩猟免許取得者の増員のため、取得に係る費用の一部を補助する。(市単独事業)</p> <p>(被害防除) 防除について</p> <p>① 従来どおり、防除用施設の設置者に対し、購入した資材費の半額(上限5万円)を補助し、被害防除を推進する。(市単独事業)</p> <p>(生息環境管理)</p> <p>① 鳥獣の発生状況を把握するため、生息状況調査を行い、緩衝帯を設け、生息環境の管理を行う。(国事業を活用)</p> <p>以上のことを総合的に実施し、より効果的な対策とする。</p>
---

【注】被害状況、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

既存の鳥獣被害対策実施隊員と有害鳥獣捕獲班員が連携し、効果的な捕獲活動体制を整備する。

- 【注】 1 鳥獣被害対策実施隊のうち、対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関する者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料を添付する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	全般	有害鳥獣捕獲班員の高齢化と減少する中で、効果的な防除と捕獲を行う。
	○イノシシ	安全に捕獲できる箱ワナの導入と、くくりわなの捕獲により、捕獲数増加に努める。また、犬を活用した猟法により、効果的な捕獲活動を継続する。
	○カラス	放任果樹園の除去等を行い、新たな捕獲方法などを検討し、被害防除に努める。
	○アナグマ	小型の箱わなの導入し、効果的な捕獲活動により、生息域及び頭数の増加を防ぐ。
	○カワウ	漁業関係者と連携し、追い払い等を行う。
24年度	同上	同上
25年度	同上	同上

【注】 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県鳥獣保護事業計画や、特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>近年、イノシシの捕獲頭数については、上昇傾向にある。効果的な捕獲方法によるものと思われるが、被害については減少していない。このため、捕獲体制の継続と更なる防除体制の強化を行い、被害防除に努める。その他の鳥獣についても、新たな捕獲方法の導入等も検討する。</p> <p>捕獲計画頭数については、上昇傾向にあることから、目標値を増加させ、個体数の管理を図る。</p> <p>※平成21年度実績 イノシシ：632頭、カラス：82羽、アナグマ：12頭、カワウ：14羽</p>

【注】近年の対象鳥獣の捕獲実績，生息状況を踏まえ捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ	1,000	1,000	1,000
カラス	500	500	500
アナグマ	150	150	150
カワウ	100	100	100

【注】対象鳥獣の捕獲計画数，個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>① イノシシ イノシシの生息状況調査を行い，被害場所を中心に銃器・箱わな等による捕獲を強化し，<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国の鳥獣被害防止総合対策交付金</span>を活用しイノシシ捕獲柵設置補助事業を継続して行う。</p> <p>② カラス 被害防除を推進し，新たな捕獲方法の導入を検討する。</p> <p>③ アナグマ 捕獲器の導入を行い，被害防除と並行し，捕獲を強化する。</p> <p>④ カワウ 関係団体と協議し，追い払いを中心に被害防除に努める。</p>

【注】1 わな等の捕獲手段，捕獲の実施予定時期，捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記入した図面等を作成している場合は添付すること。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ・カラス・アナグマ	電気柵 80件 防護柵 150件 防除網 20件	電気柵 100件 防護柵 200件 防除網 20件	電気柵 100件 防護柵 200件 防除網 20件

【注】1 設置する柵の種類，設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	イノシシ カラス アナグマ カワウ	国事業と，市単独事業を組み合わせ，防護柵設置に係る経費の一部を補助する。
24年度	イノシシ カラス アナグマ カワウ	市単独事業を組み合わせ，防護柵設置に係る経費の一部を補助する。
25年度	イノシシ カラス アナグマ カワウ	市単独事業を組み合わせ，防護柵設置に係る経費の一部を補助する。

【注】 侵入防止柵の管理，緩衝帯の設置，里地里山の整備，追上げ・追払い活動，放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	江田島市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
江田島市 産業部 農林水産課	事務局を担当し，協議会に関する連絡調整を行う。
広島県猟友会東部支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
呉農業協同組合	対象地域を巡回し，営農（技術）指導・情報提供を行う。
江田島市漁業振興協議会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
広島県西部農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
広島県南部農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務及び技術指導を行う。
-------	-----------------------------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県農林水産局 農水産振興部農業技術課	情報提供等
広島県西部農業技術指導所	技術指導等
江田島警察署	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲等に関する情報の提供を行う。
呉市	情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成20年度から設置しており、現在市内に14名の隊員がいる。業務の内容としては、猟犬を活用した猟法や、捕獲した鳥獣の止めさしなど、市からの要請に対応する。

【注】法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

【注】 その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣（イノシシ、カラス、アナグマ、カワウ）については捕獲後速やかに埋設処理を行う。

【注】 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等捕獲等した鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。